

7 川 監 公 第 1 4 号

令和 7 年 1 月 3 日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 5 項及び第 7 項の規定により監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 川 鍋 雅 裕

同 川 上 善 行

同 雨 笠 裕 治

同 浜 田 昌 利

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 財政援助団体

学校法人聖マリアンナ医科大学

(所管部局 健康福祉局保健医療政策部地域医療課)

(2) 出資団体

ア かわさき市民放送株式会社

(所管部局 総務企画局シティプロモーション推進室)

イ 川崎市土地開発公社

(所管部局 財政局資産管理部資産運用課)

ウ 一般財団法人川崎市まちづくり公社

(所管部局 まちづくり局総務部庶務課)

エ 川崎市住宅供給公社

(所管部局 まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課)

オ みぞのくち新都市株式会社

(所管部局 まちづくり局総務部庶務課)

(3) 指定管理者

ア 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団

公の施設の名称 川崎市北部リハビリテーションセンター北部支援室

川崎市北部リハビリテーションセンター北部活動センター

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

イ 社会福祉法人SKYかわさき

公の施設の名称 川崎市北部リハビリテーションセンター北部地域生活支援センター

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

ウ 社会福祉法人同愛会

公の施設の名称 中央療育センター

北部地域療育センター

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

エ 桜の風共同事業体

公の施設の名称 井田重度障害者等生活施設

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

オ アクティオ株式会社

公の施設の名称 有馬・野川生涯学習支援施設

(所管部局 宮前区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

カ 芝園開発株式会社

公の施設の名称 市営自転車等駐車場南部ブロック

(所管部局 建設緑政局自転車利活用推進室)

キ 川崎市交通安全協会・NCD共同企業体

公の施設の名称 市営自転車等駐車場中部ブロック

市営自転車等駐車場北部ブロック

(所管部局 建設緑政局自転車利活用推進室)

ク 学校法人聖マリアンナ医科大学

公の施設の名称 川崎市立多摩病院

(所管部局 病院局経営企画室)

3 監査の範囲

主に令和6年度の出納その他の事務の執行

4 監査の期間

令和 7 年 9 月 1 日から同年 11 月 20 日まで

5 監査の方法

対象団体ごとの事業実態やリスク等を踏まえた上で、書類審査、関係者への質問、現地調査等の方法により行った。

6 監査の着眼点

財政援助団体は当該財政援助に係る出納その他の事務、出資団体は当該出資に係る出納その他の事務、指定管理者は公の施設の管理に係る出納その他の事務が、関係法令等に則り、適正かつ正確に執行されているか、また所管部局がこれらの団体に対して、効率的な運営等について適切な指導監督等を行っているかを主な着眼点とした。

7 監査委員の除斥

川鍋雅裕監査委員は、令和 6 年度において、みぞのくち新都市株式会社総務部担当部長の職にあったため、当該団体の監査については、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥した。

8 監査の結果

川崎市監査基準（令和 2 年川崎市監査訓令第 1 号）に準拠し、前述のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政援助団体等の目的に沿って行われていることが認められたが、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられた。これらの事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行わせたい。

（1）財政援助団体及び所管部局において改善を要する事項

軽易な事項であるが改善を要するもの

ア 実績報告書を適正に作成すべきもの

(ア) 川崎市周産期医療ネットワーク推進事業補助金及び救命救急センタ

ー運営費補助金について、実績報告の計上額に誤りがあった事例

(イ) 川崎市周産期医療ネットワーク推進事業補助金について、補助事業

に係る領収書の写しが提出されていなかった事例

(学校法人聖マリアンナ医科大学)

(健康福祉局保健医療政策部地域医療課)

(2) 出資団体及び所管部局において改善を要する事項

軽易な事項であるが改善を要するもの

ア 小口現金を適正に管理すべきもの

経費を支出した月と異なる月の小口現金で精算を行っていた事例

(川崎市住宅供給公社)

(まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課)

イ 契約事務を適正に行うべきもの

(ア) 契約書の契約日が空欄となっていた事例

(イ) 契約に基づく業務履行開始日が、契約日よりも前となっていた事例

(かわさき市民放送株式会社)

(総務企画局シティプロモーション推進室)

ウ 固定資産の管理を適正に行うべきもの

(ア) 一般財団法人川崎市まちづくり公社の事例

廃棄済みの固定資産が固定資産台帳に登載されたままとなっていた。

(一般財団法人川崎市まちづくり公社)

(まちづくり局総務部庶務課)

(イ) みぞのくち新都市株式会社の事例

廃棄済みの固定資産が固定資産台帳に登載されたままとなっていた。

(みぞのくち新都市株式会社)

(まちづくり局総務部庶務課)

エ 財務に係る伝票を適正に作成すべきもの

同一目的ではない取引を1伝票で作成していた事例

(川崎市土地開発公社)

(財政局資産管理部資産運用課)

オ 附属明細表を適正に作成すべきもの

期末残高に誤りはなかったものの、期首残高や増減額等が誤っていた
事例

(川崎市住宅供給公社)

(まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課)

カ 適正に会計処理を行うべきもの

(ア) 手提げ金庫内に経緯が不明な現金が保管されていた事例

(イ) 帳簿に登載されていない切手が保管されていた事例

(川崎市住宅供給公社)

(まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課)

(3) 指定管理者及び所管部局において改善を要する事項

ア 利用料金の承認に関する事務を適正に行うべきもの

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例（昭和46年川崎市条例第10号）第48条第3項によると、交流促進事業の利用料金の額は、同条別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとされている。

利用料金に係る事務についてみたところ、指定管理者は、交流促進事業の利用料金の額について、あらかじめ市長の承認を得ておらず、遅れて申請を行っていた。また、市は、承認の手続を行っていなかった。

市及び指定管理者は、条例に基づき、利用料金の承認に関する事務を

適正に行われたい。

(社会福祉法人 S K Y かわさき)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

イ 自動販売機に係る光熱水費の徴収を適正に行うべきもの

契約書で業者負担と定められている自動販売機稼働に伴う電気代についてみたところ、次の事例があった。

市は、指定管理者に対し、契約書に基づき、光熱水費の徴収を適正に行うよう指導されたい。

(ア) 川崎市北部リハビリテーションセンター北部日中活動センターの事

例

業者に請求しておらず、徴収が行われていなかった。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

(イ) 中央療育センターの事例

一部誤った金額を徴収していた。

(社会福祉法人同愛会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

ウ 原油価格・物価高騰に伴う補填金の算定の基礎となる報告を正確に行うべきもの

指定管理者制度導入施設等における令和6年度の原油価格・物価高騰及び熱中症予防を理由とした施設利用予約のキャンセルへの対応について（令和6年12月16日付け6川総行革第179号）によると、原油価格・物価高騰への対応として、指定管理施設の電気、ガス及び燃料に係る料金高騰分の一部を補填することとし、補填金の算定については、原則として電気、ガス及び燃料に係る料金の増額要素から減額要素を減

算して算出するものとされている。

補填金の算定についてみたところ、次の事例があった。

市は、指定管理者に対し、正確な報告を行うよう指導されたい。

(ア) 中央療育センターの事例

自動販売機の設置業者から電気代を徴収していたものの、当該徴収分を差し引かずに補填金を算定していた。

(社会福祉法人同愛会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(イ) 北部地域療育センターの事例

実績額ではなく見込額で補填金を算定していた。

(社会福祉法人同愛会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(ウ) 市営自転車等駐車場南部ブロックの事例

指定管理施設の敷地内にある他施設の管理者から電気代を徴収していたものの、当該徴収分を差し引かずに補填金を算定していた。

(芝園開発株式会社)

(建設緑政局自転車利活用推進室)

(エ) 市営自転車等駐車場中部ブロック及び市営自転車等駐車場北部ブロックの事例

自動販売機の設置業者から電気代を徴収していたものの、当該徴収分を差し引かずに補填金を算定していた。

(川崎市交通安全協会・N C D 共同企業体)

(建設緑政局自転車利活用推進室)

エ 劇物の管理を適正に行うべきもの

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第12条第3項に

よると、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び「毒物」又は「劇物」の文字を表示しなければならないとされている。

毒物及び劇物の管理状況についてみたところ、職員以外が立ち入れない場所に施錠保管されていたものの、陳列する場所に「医薬用外」及び「劇物」の表示をしていない事例があった。

市は、指定管理者に対し、劇物の管理を適正に行うよう指導されたい。
(学校法人聖マリアンナ医科大学)

(病院局経営企画室)

才 正確な収支状況を報告すべきもの

事業報告書における収支状況を確認したところ、次の事例があった。

市は指定管理者に対し、正確な収支状況を報告するよう求めるとともに、収支状況の確認を適切に行われたい。

(ア) 川崎市北部リハビリテーションセンター北部在宅支援室の事例

按分率の計算誤りにより、人件費が過大に報告されていた。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

(イ) 井田重度障害者等生活施設の事例

指定管理業務以外の市からの受託事業の収支が含まれていた。

(桜の風共同事業体)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

(ウ) 市営自転車等駐車場南部ブロックの事例

その他費用及び公租公課に計上誤りがあった。

(芝園開発株式会社)

(建設緑政局自転車利活用推進室)

カ その他軽易な事項であるが改善を要するもの

(ア) 収納の手続を適正に行うべきもの

川崎市北部リハビリテーションセンター北部日中活動センターにおいて、自主製品売上について、領収書を発行せずに金銭を収納していた事例

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

(イ) 収納金の管理を適正に行うべきもの

川崎市北部リハビリテーションセンター北部日中活動センターにおいて、収納金を規程に定める期限内に金融機関に預け入れていなかつた事例

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

(ウ) 適正な年度区分で支出事務を行うべきもの

北部地域療育センターにおいて、令和5年度の費用を令和6年度分として計上していた事例

(社会福祉法人同愛会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(エ) 契約事務を適正に行うべきもの

川崎市北部リハビリテーションセンター北部日中活動センターにおいて、他社よりも高額な見積りを提示した業者と契約していた事例

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

(オ) 指定管理施設における備品管理を適正に行うべきもの

a 川崎市北部リハビリテーションセンター北部日中活動センターの

事例

市の備品整理簿及び指定管理者の備品台帳に登載されている備品の規格が誤っていた。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

- b 川崎市北部リハビリテーションセンター北部地域生活支援センターの事例

市の備品整理簿及び指定管理者の備品台帳に登載されている備品の規格が誤っていた。

(社会福祉法人SKYかわさき)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

- c 市営自転車等駐車場南部ブロックの事例

(a) 市の備品整理簿に登載されていない物品を貸与物品一覧に備品として登載していた。

(b) 指定管理者の管理台帳が作成されていなかった。

(c) 廃棄済みの管理物品が貸与物品一覧に登載されたままとなっていた。

(d) 管理業務の会計において購入した市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

(芝園開発株式会社)

(建設緑政局自転車利活用推進室)

- d 市営自転車等駐車場中部ブロック及び市営自転車等駐車場北部ブロックの事例

(a) 市の備品整理簿に登載されていない物品を貸与物品一覧に備品として登載していた。

- (b) 市の備品整理簿に登載されている備品が指定管理者の管理台帳に登載されていなかった。
- (c) 管理業務の会計において購入した市帰属備品が市の備品整理簿及び指定管理者の管理台帳に登載されていなかった。
- (d) 管理業務の会計において購入した市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。
- (e) 廃棄済みの備品が指定管理者の管理台帳に登載されたままとなっていた。

(川崎市交通安全協会・NCD共同企業体)

(建設緑政局自転車利活用推進室)

- (カ) 実費徴収費用に係る手続を適正に行うべきもの
中央療育センターにおいて、指定管理者は、実費徴収費用の届出の必要性について市へ確認したもの、不要との回答を受けたため、届出を行わずに徴収していた事例

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

- (キ) 収支状況を適正に報告すべきもの
a 川崎市北部リハビリテーションセンター北部在宅支援室の事例
事業報告書において、令和6年度における原油価格・物価高騰に伴う補填金が令和6年度の収支状況に計上されていなかった。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

- b 川崎市北部リハビリテーションセンター北部日中活動センターの事例
事業報告書において、令和6年度における原油価格・物価高騰に伴う補填金が令和6年度の収支状況に計上されていなかった。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

(ク) 事業報告を適正に行うべきもの

a 川崎市北部リハビリテーションセンター北部在宅支援室の事例

基本協定書に定める期限内にセルフモニタリングに関する書類が提出されていなかった。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

b 川崎市北部リハビリテーションセンター北部日中活動センターの

事例

基本協定書に定める期限内にセルフモニタリングに関する書類が提出されていなかった。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

c 川崎市立多摩病院の事例

財産目録が提出されていなかった。

(学校法人聖マリアンナ医科大学)

(病院局経営企画室)

参考資料

財政援助団体等監査の対象団体等の概要

1 財政援助団体

(補助金額は令和6年度)

(1) 学校法人聖マリアンナ医科大学

団体及び財政援助の概要

設立年月日	昭和46年4月1日
設立目的	この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教的人類愛に根ざす生命の尊厳を基調とする医学及び看護学教育を行い、豊かな人間性と高い倫理観を備えた医療人を育成するため。
財政援助の種類	補助金 1億7,188万円
主な補助金	川崎市周産期医療ネットワーク推進事業補助金 1億404万円 救命救急センター運営費補助金 5,884万円 川崎市心臓リハビリテーション推進事業費補助金 900万円

2 出資団体

(資本金又は基本財産は令和7年3月31日現在)

(1) かわさき市民放送株式会社

団体の概要

設立年月日	平成8年3月8日
事業目的	1 放送法に基づく超短波放送事業 2 放送番組の制作及び販売 3 出版及び録音業務 4 音盤の製作及び販売 5 映画会、音楽会、講演会等の企画と実施 6 放送に関する人材の育成のための教育事業 7 防災関連用品の企画、販売 8 前記各号に関連附帯する事業
資本金	1億4,000万円
本市の出資状況	7,700万円 (出資率55.0%)

(2) 川崎市土地開発公社

団体の概要

設立年月日	昭和48年2月1日
設立目的	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与するため。
基本財産	2,000万円
本市の出資状況	2,000万円 (出資率100.0%)

(3) 一般財団法人川崎市まちづくり公社

団体の概要

設立年月日	昭和28年12月24日
設立目的	川崎市における良好な都市環境の形成に関する調査・研究、都市環境に適した施設の整備等を行うことにより、活力に満ちた魅力あるまちづくりの推進を図り、もって市民生活の向上に寄与するため。
基本財産	5億円
本市の出捐状況	4億8,100万円（出捐率96.2%）

(4) 川崎市住宅供給公社

団体の概要

設立年月日	昭和44年5月1日
設立目的	住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため。
基本財産	1,000万円
本市の出資状況	1,000万円（出資率100.0%）

(5) みぞのくち新都市株式会社

団体の概要

設立年月日	平成7年8月29日
事業目的	次に掲げる事業を営むことを目的とする。 1 再開発ビルの管理・運営並びにこれに関する工事の調査、請負、企画、設計及びコンサルティング 2 都市再開発事業に関する調査、請負、企画、設計及びコンサルティング 3 都市開発並びに環境整備に関する調査、請負、企画及びコンサルティング 4 不動産の売買、賃貸借、仲介、斡旋及び管理 5 駐車場及び駐輪場の管理 6 企業又は個人の商業経営に関する助言、指導及び研究 7 損害保険代理業 8 生命保険の募集に関する業務 9 広告の企画及び製作並びにこれに関する代理業 10 収入印紙の売りさばき及び郵便切手、たばこ、飲料水等の販売 11 公衆電話の管理等の受託業務 12 旅行斡旋及び宅配便の取扱業務 13 前各号に掲げる業務に付帯する一切の業務
資本金	3億円
本市の出資状況	1億500万円（出資率35.0%）

3 指定管理者

(指定管理料は令和6年度)

(1) 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団

公の施設の名称 川崎市北部リハビリテーションセンター北部在宅支援

室

川崎市北部リハビリテーションセンター北部日中活動
センター

施設の概要

ア 川崎市北部リハビリテーションセンター北部在宅支援室

設置目的	心身の機能の障害により支援を必要とする高齢者、障害者、障害児その他の者（以下「高齢者、障害者、障害児等」という。）が、可能な限り、住み慣れた地域で日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専門的かつ総合的なリハビリテーションを推進し、もって高齢者、障害者、障害児等の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市麻生区百合丘2丁目8番地2
主な事業内容	1 高齢者、障害者、障害児等及びその介護者に対する専門的な相談に関すること。 2 高齢者、障害者、障害児等に対する専門的な治療、訓練、検査及び評価に関すること。 3 高齢者、障害者、障害児等及びその介護者に対する介護方法の指導、健康指導その他の便宜の供与に関すること。 4 高齢者、障害者、障害児等に係る福祉用具の普及の促進に関すること。 5 その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。
指定期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日
指定管理料	6,208万円

イ 川崎市北部リハビリテーションセンター北部日中活動センター

設置目的	心身の機能の障害により支援を必要とする高齢者、障害者、障害児その他の者（以下「高齢者、障害者、障害児等」という。）が、可能な限り、住み慣れた地域で日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専門的かつ総合的なリハビリテーションを推進し、もって高齢者、障害者、障害児等の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市麻生区百合丘2丁目8番地2
主な事業内容	1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護に関すること。 2 法第5条第12項に規定する自立訓練に関すること。 3 法第5条第14項に規定する就労移行支援に関すること。 4 法第5条第15項に規定する就労継続支援に関すること。 5 法第5条第16項に規定する就労定着支援に関すること。 6 その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。
指定期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日
指定管理料	1,535万円

(2) 社会福祉法人SKYかわさき

公の施設の名称 川崎市北部リハビリテーションセンター北部地域生活支援センター

施設の概要

設置目的	心身の機能の障害により支援を必要とする高齢者、障害者、障害児その他の者（以下「高齢者、障害者、障害児等」という。）が、可能な限り、住み慣れた地域で日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専門的かつ総合的なリハビリテーションを推進し、もって高齢者、障害者、障害児等の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市麻生区百合丘2丁目8番地2
主な事業内容	1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第19項に規定する特定相談支援事業に関する事。 2 法第5条第28項に規定する地域活動支援センターとしての業務 3 市民相互の交流を促進するために北部地域生活支援センター会議室を利用に供すること。 4 その他設置目的を達成するために必要な業務に関する事。
指定期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日
指定管理料	3,460万円

（3）社会福祉法人同愛会

公の施設の名称 中央療育センター

北部地域療育センター

施設の概要

ア 中央療育センター

設置目的	心身の機能の障害により支援を必要とする高齢者、障害者、障害児その他の者（以下「高齢者、障害者、障害児等」という。）が、可能な限り、住み慣れた地域で日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専門的かつ総合的なリハビリテーションを推進し、もって高齢者、障害者、障害児等の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市中原区井田3丁目16番1号
主な事業内容	1 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関する事。 2 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援に関する事。 3 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関する事。 4 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援、特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関する事。 5 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び心身障害の疑いのある児童（次号において「障害児等」という。）に対する医学的、心理学的及び社会学的な診断、治療、検査及び評価 6 障害児等に対する療育訓練及び指導 7 地域関係諸機関への技術援助及び情報の提供 8 児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援に関する事。 9 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規定する短期入所に関する事。 10 居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により介護を必要とする

	障害児に対する昼間における排せつ又は食事の介護その他の便宜の供与に関すること。 11 法第5条第10項に規定する施設入所支援に関すること。 12 法第5条第7項に規定する生活介護に関すること。 13 その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
指定管理料	5億8,944万円

イ 北部地域療育センター

設置目的	心身の機能の障害により支援を必要とする高齢者、障害者、障害児その他の者（以下「高齢者、障害者、障害児等」という。）が、可能な限り、住み慣れた地域で日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専門的かつ総合的なリハビリテーションを推進し、もって高齢者、障害者、障害児等の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市麻生区片平5丁目26番1号
主な事業内容	1 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること。 2 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援に関すること。 3 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること。 4 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援、特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること。 5 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び心身障害の疑いのある児童（次号において「障害児等」という。）に対する医学的、心理学的及び社会学的な診断、治療、検査及び評価 6 障害児等に対する療育訓練及び指導 7 地域関係諸機関への技術援助及び情報の提供 8 その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。
指定期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日
指定管理料	2億6,842万円

（4）桜の風共同事業体

公の施設の名称 井田重度障害者等生活施設

施設の概要

設置目的	心身の機能の障害により支援を必要とする高齢者、障害者、障害児その他の者（以下「高齢者、障害者、障害児等」という。）が、可能な限り、住み慣れた地域で日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専門的かつ総合的なリハビリテーションを推進し、もって高齢者、障害者、障害児等の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市中原区井田3丁目16番1号
主な事業内容	1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第10項に規定する施設入所支援に関すること。 2 法第5条第7項に規定する生活介護に関すること。 3 法第5条第12項に規定する自立訓練に関すること。 4 法第5条第8項に規定する短期入所に関すること。 5 精神障害者（その疑いのある者を含む。）に対し、当該精神障害者が入所して生活能力の向上のために必要な訓練等を体験することを目的として一時的に居室その他の施設において家事等の日常生活能力の向上のために必要な訓練その他の生活能力の向上のために必要な便宜の供与をすること。 6 その他目的を達成するために必要な業務に関すること。

指定期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日
指定管理料	1億7,674万円

(5) アクティオ株式会社

公の施設の名称 有馬・野川生涯学習支援施設

施設の概要

設置目的	地域における市民の主体的な学習活動の支援を行うことにより、生涯学習の振興を図り、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の構築に寄与するため。
設置場所	川崎市宮前区東有馬4丁目6番1号
主な事業内容	1 市民の主体的な学習活動を支援するために施設及び設備を利用に供すること。 2 図書、資料等を備え、及び利用に供すること。 3 その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
指定管理料	4,680万円

(6) 芝園開発株式会社

公の施設の名称 市営自転車等駐車場南部ブロック

施設の概要

設置目的	公共の場所における自転車等の放置による危険又は障害を除去することで、歩行者等の通行の安全と円滑及び災害時における緊急活動の場を確保するとともに、市民自らが自転車等の適正な駐車秩序の確立に努め、安全で住みよい生活環境の維持向上を図るため。
設置場所	川崎市川崎区、幸区内
主な事業内容	1 施設の管理運営に関すること。 2 建物及び附帯設備の維持保全に関すること。 3 サービス向上に関すること。
指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
指定管理料	0円

(7) 川崎市交通安全協会・NCD共同企業体

公の施設の名称 市営自転車等駐車場中部ブロック

市営自転車等駐車場北部ブロック

施設の概要

ア 市営自転車等駐車場中部ブロック

設置目的	公共の場所における自転車等の放置による危険又は障害を除去することで、歩行者等の通行の安全と円滑及び災害時における緊急活動の場を確保するとともに、市民自らが自転車等の適正な駐車秩序の確立に努め、安全
------	--

	で住みよい生活環境の維持向上を図るため。
設置場所	川崎市中原区、高津区内
主な事業内容	1 施設の管理運営に関すること。 2 建物及び附帯設備の維持保全に関すること。 3 サービス向上に関すること。
指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
指定管理料	0円

イ 市営自転車等駐車場北部ブロック

設置目的	公共の場所における自転車等の放置による危険又は障害を除去することで、歩行者等の通行の安全と円滑及び災害時における緊急活動の場を確保するとともに、市民自らが自転車等の適正な駐車秩序の確立に努め、安全で住みよい生活環境の維持向上を図るため。
設置場所	川崎市宮前区、多摩区、麻生区内
主な事業内容	1 施設の管理運営に関すること。 2 建物及び附帯設備の維持保全に関すること。 3 サービス向上に関すること。
指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
指定管理料	0円

(8) 学校法人聖マリアンナ医科大学

公の施設の名称 川崎市立多摩病院

施設の概要

設置目的	市民の健康保持に必要な医療を提供するため。
設置場所	川崎市多摩区宿河原1丁目30番37号
主な事業内容	1 多摩病院における診療及び施設の供用に関すること。 2 多摩病院の器具機械及び施設の維持管理に関すること。 3 多摩病院の管理運営に資するため、市民意見等の把握を行うこと。 4 多摩病院の利用者及び職員の利便性を向上するために必要な飲食物及び物品等の提供に関すること。
指定期間	平成18年2月1日から令和18年3月31日まで
指定管理料	2,421万円